

改正

令和元年11月11日告示第74号

水巻町住宅新築のための古家解体支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に居住するために古家を解体しその敷地内に住宅を新築する者を支援するため、解体に係る経費に対して補助金を交付し、本町への定住化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 古家 町内に建築された住宅、店舗、事業所等の建物で、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 床面積が50平方メートル以上であること。
 - ロ 補助金の申請日を基準日として、建築後5年を経過した建物であること。
- (2) 新築住宅 自己の居住の用に供するために新たに建築する一戸建ての住宅で居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上のもの（延べ床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものに限る。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新築住宅を建築するために古家を解体する者で、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 解体する古家の所有者（町長が所有者と同等であると認める者を含む。）であること。
- (2) 古家の解体後、2年以内に新築住宅を建築し、居住する予定があること。
- (3) 世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。
- (4) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。
- (5) 世帯員全員が、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、解体撤去業者等による古家の解体及び撤去並びにこれに伴う家財、付帯

工作物等の撤去（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、60万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、水巻町住宅新築のための古家解体支援補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 古家の登記事項証明書その他所有権等を確認できるもの

（2） 古家の位置図及び外観写真

（3） 解体工事等の見積書（具体的な施工内容がわかるもの）

（4） 同意兼宣誓書（様式第2号）

（5） その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期間は、毎年度4月1日から1月31日までとし、最終申請期限を令和7年1月31日までとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否について決定し、水巻町住宅新築のための古家解体支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付して交付決定をすることができる。

（事業の着手）

第8条 補助事業は、補助金の交付決定後に着手しなければならない。

（事業内容の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその内容を町長に届け出て、承認を得なければならない。

（事業の実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに水巻町住宅新築のための古家解体実績報告書（様式第4号）に次に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事等の請負契約書の写し
- (2) 解体工事等に係る領収書（施工事業者が発行したもの）の写し
- (3) 解体工事等の施行内容が確認できる写真
- (4) 住宅の新築工事請負契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の事業完了報告書を受けたときは、内容の審査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、水巻町住宅新築のための古家解体支援補助金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条第2項の規定による補助金の額の確定後、すみやかに水巻町住宅新築のための古家解体支援補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出し、補助金の請求をするものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業実施後2年以内に新築住宅が建築されなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和元年11月11日告示第74号）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の水巻町住宅新築のための古家解体支援補助金交付要綱第5条第1項の規定は、令和2年4月1日以後に申請があった補助金について適用する。